令和6年4月1日以降適用の36協定などの届出について

令和6年4月よりトラック運転者の時間外労働の上限規制(年960時間)が適用されることに伴い、様式が改正されましたので、今後届出を行う際は必ず下記の様式での届出が必要となります。

① 時間外労働及び休日労働に関する協定を締結(協定書)



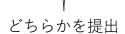
1か月45時間・1年360時間以内の時間数(※1)とする場合

1か月45時間・1年360時間を超える時間数(※1、2)とする場合

② 様式 9 号の 3 の 4 を作成 (一般条項)

又は

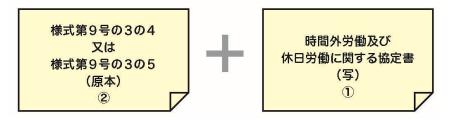
② 様式 9 号の 3 の 5 を作成 (特別条項付き)



- ※1 対象期間が3か月を超える1年単位の変形労働時間制により労働させる労働者の限度時間について は1か月42 時間、1年320時間です。
- ※2 延長時間数を1か月45時間・1年360時間超とする場合でも、 自動車運転の業務については、時間外労働は1年960時間以内、 自動車運転以外の業務については、時間外労働は1年720時間以内、時間外労働・休日労働の合計は単月100時間 未満、2~6か月平均80時間以内、時間外労働が1か月45時間を超える回数は1年について6回までとしなけれ ばなりません。
- ③1箇月及び1年の拘束時間の延長に関する協定書の締結 1箇月の拘束時間を310時間、年間の総拘束時間を3,400時間まで 延長するためには、労使協定の締結が必要。(届出不要)



④ ②のどちらかの様式に①の協定書を 添付し、 労働基準監督署に届出



- ・控え(写)が必要な場合は、2部を労働基準監督署までお持ちください。受付印を押印し、1部を控えとして返戻します。
- ・36協定は、常時各作業場の見やすい場所へ掲示する等の方法によって、労働者に周知してください。
 - ①から③までの様式及び記載(例)は、協会HPの様式集にあります。(会員専用) ※改正改善基準告示対応の拘束時間管理表も様式集にUPしました。